

上田市公害防止条例の規制対象・規制基準
 新しい条例における各地域の変更点 (武石地域)

項目			武石地域の変更点		
水質汚濁 (汚水又は廃液)	1	動物の飼養の用に供するもの	(1) 豚の飼養施設	対象規模の下限を10頭から50頭に変更 規制基準の設定	
			(2) 牛の飼養施設	対象規模の除外規定(仔牛2ヶ月以内)の削除 規制基準の設定	
			(3) 馬の飼養施設	新規	
			(4) 鶏の飼養施設	対象規模の下限規定の変更(排卵用100羽・食鶏1000羽から共に300羽へ) 除外規定として、排卵用以外も30日未満とする 規制基準の設定	
	2	自動車用燃料小売業、鉄道業、道路旅客運送業、道路貨物運送業及び自動車整備業の用に供するもの	(1) 洗浄施設	新規	
			(2) 油水分離施設		
	3	食品残物処理の用に供するもの	食品残物処理装置(ディスポーザー)		
	工場・事業場の規制 騒音	1	金属加工施設	(1) 圧延機械	規制なし(規制対象地域なし)
				(2) ベンディングマシン(ロール式)	
				(3) 機械プレス	
(4) せん断機					
(5) 研磨機					
2		空気の圧縮及び送風施設	(1) 空気圧縮機		
			(2) 送風機		
3		土石用又は鉱物用の破碎、摩砕、ふるい、分級及び切断の施設	(1) 破碎機		
			(2) 摩砕機		
			(3) ふるい		
			(4) 分級機		
			(5) 石材引割機		
4		繊維加工施設	(1) 紡績機械		
			(2) 編組機		
			(3) 撚糸機		
5		木材加工施設	(1) 帯のご盤		
	(2) 丸のご盤				
	(3) たてのご盤				
	(4) かな盤				
6	穀物用製粉施設	製粉機(ロール式)			
7	電線加工施設	(1) 編組機			
		(2) 絹巻線機			
8	その他の施設	(1) 重油バーナー			
		(2) 電気炉及びキューポラ			
		(3) 遠心分離機			
		(4) 集じん装置			
		(5) 冷凍機(冷房用を除く)			

項目				武石地域の変更点	
工場・事業場の規制	悪臭	1	動物の飼養の用に供するもの	(1) 豚の飼養施設	対象規模の下限を10頭から50頭に変更 規制基準の設定
				(2) 牛の飼養施設	対象規模の除外規定（仔牛2ヶ月以内）の削除 規制基準の設定
				(3) 馬の飼養施設	新規
				(4) 鶏の飼養施設	対象規模の下限規定の変更（排卵用100羽・食鶏1000羽から共に300羽へ） 除外規定として、排卵用以外も30日未満とする 規制基準の設定
大気汚染（粉じん）	1	鉱物又は土石のたい積の用に供するもの	たい積場	新規	
	2	破砕若しくは摩砕施設	破砕機及び摩砕機		
	3	ふるいの用に供するもの	ふるい		
特定行為の規制	特定建設作業	1	くい打機等を使用する作業	新規（ただし届出不要）	
		2	びょう打機を使用する作業		
		3	さく岩機を使用する作業		
		4	空気圧縮機を使用する作業		
		5	コンクリートプラント、アスファルトプラントを設けて行う作業		
		6	コンクリートカッターを使用する作業		
		7	鉄球を使用する解体作業		
		8	害鳥威嚇用爆音機を使用する作業		
日常生活等の規制	生活排水の排出制限			新規	
	雑排水簡易浄化槽の設置義務				
	屋外作業の制限				
	土砂流出の防止				
	拡声機の使用規制				
	夜間の静穏保持				